

課税価格の計算前編 ～貸付金の謎～

誰がいくらの財産を相続したのかは、相続税の計算上も重要になってきますので、各相続人・受遺者（ノリスケ）ごとに整理していきます。



1. 本来の財産

今回のケースでは、遺言書（前回参照）に書かれていた財産のみです。現金預金・土地・建物は問題ないと思いますが、少しわかりにくいのが貸付金ですね。これは、生前に波兵衛がマズオにお金を貸しており、回収する権利をダラオにあげたということです。これも財産になります。ダラオにはきっちりマズオから回収してほしいと思います。

ちなみに、もしダラオではなくてマズオにこの貸付金を遺贈する（貸付金を放棄する）と遺言に書いてあったらどうでしょう？マズオから見れば自分に対する貸付金を取得、つまり借入金の弁済義務が消滅することになります。少し難しく言えば『その分の経済的利益を受けた』ことになり、相続税の計算上、みなし財産扱いになります（1,000万円が課税されることには変わりません）。

2. みなし相続財産

今回の生命保険の受取人と金額は、ブネ 2,000万円 マズオ 1,000万円でした。

生命保険金には非課税枠があり、今回のケースでは500万円×5（法定相続人の数）=2,500万円という計算になります。ただし、マズオは相続を放棄して相続人ではないため、非課税の対象者はブネのみとなります。ブネの取得した生命保険金額2,000万円 2,500万円 となるため受け取った保険金全額が非課税となり、残りの非課税枠500万円は残念ながら切り捨てとなります。養子たる立場ゆえ、空気を読んで相続放棄を考えた？まではよかったです、マズオの1,000万円はまるまる課税財産に加算されることになってしまいました。以上、まとめると・・・

（単位：万円）

	財産 / 取得者	合計	ブネ	カズオ	ワガメ	ダラオ	マズオ	ノリスケ
本来の財産	現金預金	10,000	2,000	4,000	3,000			1,000
	土地	9,000	9,000					
	建物	4,000	4,000					
	貸付金	1,000				1,000		
みなし財産	生命保険金	3,000	2,000				1,000	
	生命保険金の非課税額	2,000	2,000				0	
ここまでの課税財産		25,000	15,000	4,000	3,000	1,000	1,000	1,000

となります。ここまではよろしいですか？

今回は、これに債務控除と生前贈与財産を加減算して課税価格まで求めます。



カ『あの貸付金は、マズオ義兄さんが浮気相手に支払った手切れ金なんだ。そのお金を父さんが貸したんだよ』

ワ『それをダラちゃんに相続させるなんて、お父さん最後まで許さなかったのね』